

## 仕 様 書

行 財 政 局 人 事 部 人 事 課  
(担当:木村(俊)、木村(祥)、電話:222-3050)

件 名	京都御池創生館の一部無線化に係るネットワーク整備
契 約 期 間	契約締結日～令和8年3月31日
契 約 条 件	「詳細仕様書」参照

京都御池創生館の一部無線化に係る  
ネットワーク整備  
詳細仕様書

行財政局人事部人事課

## 目次

1	概要	1
(1)	件名	1
(2)	契約期間	1
(3)	背景及び目的	1
(4)	事業概要	1
(5)	調達内容と納入納品物	1
(6)	現地調査について	3
(7)	前提条件	3
2	ネットワーク構築要件	4
(1)	基本要件	4
(2)	使用可能周波数	5
(3)	アクセスポイント設置場所及び設置数	5
(4)	セキュリティ対策	5
3	保守対応	6
(1)	基本要件	6
(2)	受付（対応）時間	6
4	実施体制	6
5	特記事項（著作権について）	6
(1)	著作権その他の権利の帰属	6
(2)	第三者が権利を有する権利の利用	6
(3)	本市に帰属しない著作物	7
6	留意事項	7
(1)	業務遂行方法	7
(2)	内容及び成果	7
(3)	成果物	7
(4)	支払方法	7

## 1 概要

### (1) 件名

京都御池創生館の一部無線化に係るネットワーク整備

### (2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

### (3) 目的

本件は、京都市（以下「本市」という。）の職員向け研修におけるペーパーレス化を推進するため、京都御池創生館（以下「創生館」という。）の一部において、資料等研修受講に必要なデータにアクセス可能な無線 LAN 環境を整えることを目的とする。

受注者は、以下仕様等を確認し、創生館に本市職員がタブレット端末を用いて研修が受講できるようにネットワーク機器の整備や調達、保守を行う。

### (4) 事業概要

受注者は、無線 LAN 環境の整備、無線 LAN サービスの運用・環境設定・保守管理を行う。また、本市と協議のうえ、本業務を行うために必要な機器・機材・回線・ソフトウェア等を調達し、適切に管理運用を行う。また、本業務を行うために必要な作業等（新たな機器の設置、電源・ネットワーク配線整備等）は、全て本業務に含める。

### (5) 調達内容と納入・納品物

創生館のネットワーク整備に必要な以下の作業とする。

#### ア 調達内容

##### (ア) ネットワークの設計

(イ) ハードウェア一式（保守込）の納入

(ウ) ソフトウェア一式（保守込）の納入

(エ) 導入機器の設置及び設定

(オ) ネットワーク回線の調達及び構築

(カ) 本契約の履行に伴う機器の設定

(キ) ネットワークの動作確認

(ク) 納品物の作成及び納入

#### イ 納品物の納入と時期等

納品物は表 1 のとおりである。納入時期については、本市と協議のうえ、決定する。また、納入場所について、ハードウェア一式及びソフトウェア一式、ライセンス一式は創生館内の指定する場所とし、上記以外の納品物については行財政局人事部人事課とする。ドキュメント等の納品物は当該納品物を記録した DVD-R 等の媒体で 2 部を納品すること。また、Microsoft Office 2021 以降で編集できること。

なお、付属マニュアルや取扱説明書、ライセンス等は PDF 化すること。

表1 納品物一覧

納品物については、内容等について本市と協議し、協議内容が反映されていることの確認を受けること。★を付している納品物は、レンタルとし、今年度は、2か月（令和8年2～3月）の利用とする。

No	納品物	内容
1	ハードウェア一式（★）	ネットワークを構成する機器（アクセスポイント、レンタルルーター、ラックマウントキット及びケーブル等、設置に必要な機器を含む。）
2	ソフトウェア一式（★）	必要なソフトウェア
3	通信回線（★）	インターネット接続をするための通信回線
4	ライセンス一式	保証書、ライセンス証書（又はそれに代わる資料）
5	業務実施計画書	業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。
6	WBS	必要作業を細分化したもの。WBS は作業項目の明確化とともに、スケジュール管理、工数の割り出しを行うため、作業項目にスケジュール及び工数を併せて記載したもの。
7	テスト計画書	構築したネットワークの品質を検査するために実施する試験の内容について定義したもの。
8	テスト仕様書兼結果報告書	テスト環境に関する仕様書及びテストの結果報告書をまとめたもの。
9	基本設計書 (外部設計書)	ネットワークの要件を実現するために実装すべき機能や基礎的な事項についてまとめたもの（通信フロー、機能設計、情報セキュリティ設計、運用設計、移行設計を含む。）。
10	詳細設計書 (内部設計書)	基本設計書で定められた内容を実現するために、それをどう実現するかを具体的に定めたもので、各機器へ設定するパラメータ等の設定根拠及び設定ルール等技術的な事項をまとめたもの。
11	ネットワーク構成図	ネットワーク構成をわかりやすくまとめたもの。物理構成図と論理構成図の2種類
12	機器詳細書	機器ごとの品名、型番、シリアル番号、導入時期、ポートの接続状況についてまとめたもの。機器にソフトウェアが導入されている場合は、ソフトウェア名及びバージョンについても記載を行うこと。
13	保守運用資料	保守運用マニュアル、機器設定手順書、運用手順書、システム管理者の操作手順書、障害対応マニュアル、保守・サポート体制表
14	利用者操作手順書	ネットワークを利用するユーザ向けの操作手順書

## (6) 現地調査について

現地調査は、以下の実施可能日時において、1業者1時間以内で実施するものとする。現地調査を希望する場合は、令和7年12月26日（金）15時までに、以下の連絡先に連絡し、本市と実施日時を調整のうえ、本市の指示に従うこと。

なお、現地調査にかかる費用については、本市は負担しない。

### 【実施可能日時】

- ・ 令和8年1月 7日（水）～9日（金） 12時～13時
- ・ 14日（水） 9時～13時
- ・ 15日（木） 9時～17時
- ・ 16日（金） 12時～13時

### 【連絡先】

行財政局人事部人事課（担当：木村（俊） 075-222-3050）

## (7) 前提条件

### ア 設置場所

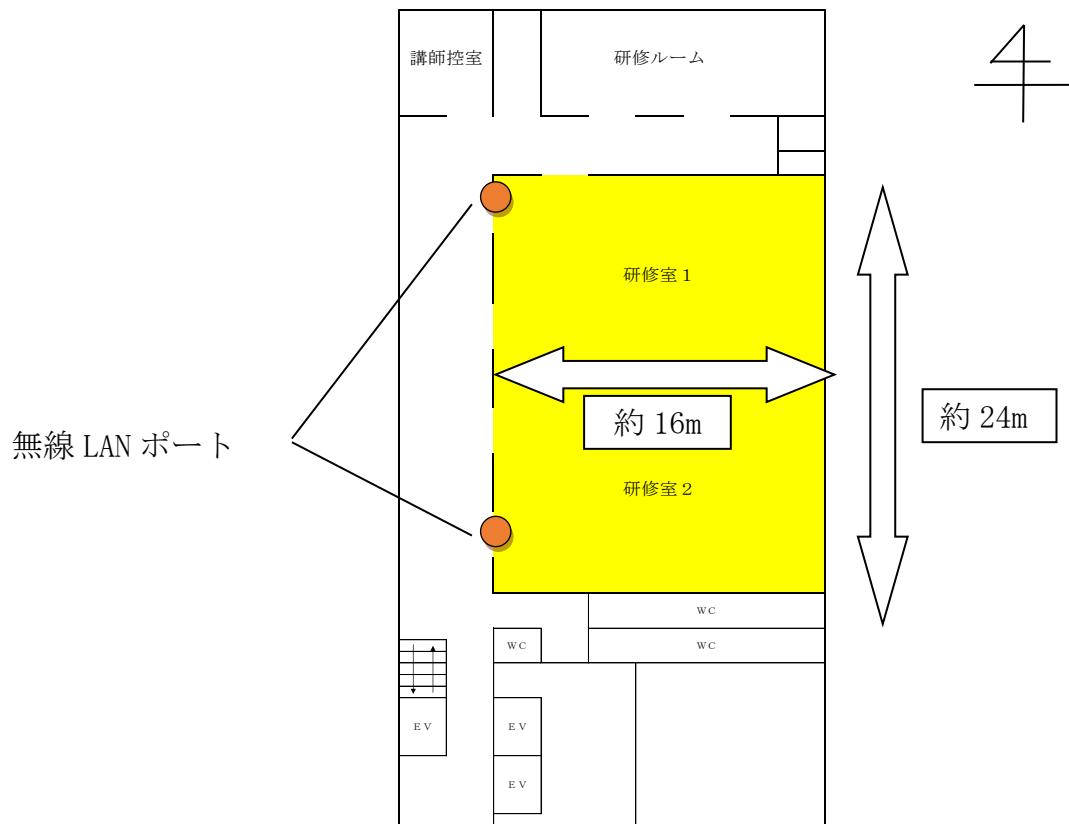
京都御池創生館 地下1階 研修室1・2

住所：京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地

※ 作業は、本市が指定し、又は許可した場所で実施しなければならない。

### イ 設置条件

- ・ 研修室1及び研修室2の全体（黄色網掛けの範囲）に無線LANが届くようにアクセスポイントを配置
- ・ 無線LANポートが2か所（研修室1の北西側と研修室2の南西側）にあり、そのいずれかに設置するルーターからアクセスポイントにケーブルで接続
- ・ 研修ルームも無線LANが届くようにアクセスポイントを配置（希望要件）



4

ウ 利用者数

約 400 人 (最大)

エ 端末情報

創生館で利用する端末の仕様は、以下のとおりである。

端末	ストレージ	利用台数
iPad (第 8 世代) Wi-Fi モデル	32GB	約 400 台

オ 無線 LAN 利用時間

平日、土日祝祭日問わず、24 時間利用

カ 設置及び配線工事について

設置や配線にかかり、壁等の解体は不可

キ 利用開始時期

無線 LAN 使用開始日は本市と協議のうえ、決定する。

## 2 ネットワーク構築要件

### (1) 基本要件

ア ネットワーク構築に必要となる機器、構成、配置を適正化すること（無駄な機器を排除し、可能な限り機器の集約を行うこと。）。

イ ネットワークの構築に当たっては、全ての端末が同時接続した場合でも、快適な通信ができる環境となるよう設計すること。また、特定の事業者が所有する特許その他の権利に依存するがないように、可能な限り一般

的な技術を用い、他の事業者がネットワークの運用保守及び改修を引き継ぐことができ、一般的なインターネットサービスプロバイダーが提供するインターネット回線を利用することができる構成とすること。

- ウ 拡張性・柔軟性を持ったネットワークを構築すること。
- エ ソフトウェア（オペレーティングシステム含む。）について、導入段階で稼働実績がある保守対応が可能な最新バージョンを採用すること。
- オ 既存機器の設定変更等を講じることなく、機器を設置すること。既存機器の設定変更等が必要な場合は、本市に必要性を説明のうえ、漏れなく実施すること。
- カ 本市が簡単に運用や監視ができる仕組みを整えること。
- キ ネットワーク構築に必要なネットワーク設計、機器設置に伴うケーブル配線、ラック設置、ネットワーク機器設置、動作確認テスト等の作業を全て実施すること。また、必要なケーブルやコネクタ等、全ての物品は受注者にて準備のうえ、受注者が費用を負担すること。
- ク 最大10Gb/sで通信が可能にすること。

#### (2) 使用可能周波数

対象範囲には、イントラ用ネットワークが既に整備されており、混線のリスクを避けるため、5GHz帯は使用しない想定であるが、5GHz帯で通信した場合でもイントラ用ネットワークと混線しないように設置すること。

なお、本市のイントラ用のネットワークの仕様等については、必要に応じて、受注者決定後、決定した受注者のみに教示する。

#### (3) アクセスポイント設置場所及び設置数

アクセスポイントの設置場所及び設置数は、対象範囲内の全ての場所で快適にネットワークに接続できるように必要に応じて現地調査を実施し、本市と協議のうえ、決定すること。また、設置時に落下防止策を講じること。また、アクセスポイントの設置数は必要最小限（1～4個）とすること。

#### (4) セキュリティ対策

- (ア) セキュリティ強度の高い暗号化方式（WPA3（AES）、WPA2-PSK（AES）など）を利用できること。
- (イ) ネットワーク機器には、複雑かつ類推できないパスワードが設定できること。設置等においてパスワードの設定が必要な場合は本市と協議のうえ、決定すること。
- (ウ) 運用において、クラウド型のネットワークツールを使用し、インターネット上から機器の監視・異常時の検知が可能である構成にすること。
- (エ) 通信の傍受、無線LANを経由した内部ネットワークへの侵入等の危険性を低減するため、アクセスポイントの電波の伝搬範囲を必要最低限の範囲とすること。

### 3 保守対応

#### (1) 基本要件

ア 保守範囲については、本契約で導入する全てのハードウェア及びソフトウェア（オペレーティングシステムを含む。）とする。

イ 機器に障害が発生した場合、本市担当者からの連絡を基に、必要に応じて速やかに技術員を派遣し、機器の修理又は取替えを行うこと。

#### (2) 受付（対応）時間

平日午前9時から午後5時までの受付窓口を設置し、保守対応を行うこと。

ただし、本市の業務に重大な影響を及ぼす場合は、事態収拾のために必要な対応を速やかに実施すること。

### 4 実施体制

- (1) 本業務の実施に当たっては、プロジェクトの進行管理を適切に行うこと。
- (2) 本市と定例会（簡易な打合せを含む。）を行った場合は、議事録を作成し、3営業日以内に本市担当者へ提出を行うこと。

### 5 見積要件

- ・ 見積書の宛先は「京都市長」とし、会社印・代表者印等を押印すること。
- ・ インターネット接続をするために設置する機器（ルーターやアクセスポイント、LANケーブル等）や通信回線など、月額で費用が発生するものについては、見積書に月額利用料を記載すること。
- ・ 見積金額は、税抜・税込を明記すること。また、契約金額は、搬入等の諸経費を含むものとする。
- ・ 見積書の提出期限は令和8年1月20日（火）15時までとする。
- ・ 見積書は、以下メールアドレス宛に送付すること。

【提出先メールアドレス】（担当：木村）

jinzaiikusei@city.kyoto.lg.jp

### 6 特記事項（著作権について）

#### (1) 著作権その他の権利の帰属

本契約に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した納品物（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分やネットワークを構成する機器等のレンタル物を除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他権利については、本市に帰属するものとし、受注者は、成果物に関する著作者人格権を行使しない。

#### (2) 第三者が権利を有する権利の利用

本契約の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受注者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行うこと。

(3) 本市に帰属しない著作物

本契約の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受注者は、本市に当該著作物の関連文書を納品物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じて取扱うこと。

## 7 留意事項

(1) 業務遂行方法

本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、本市と密な協議を行い、その指示により実施すること。

また、本業務の全部又は一部を再委託する場合、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ本市に申請し、その承諾を得なければならない。また、承諾を受けた業務について、再委託先が再々委託を行うことはできない。

(2) 内容及び成果

本業務の内容及び成果については、受注者において充分審査のうえ実施し、又は報告すること。

(3) 成果物

受注者は、本業務の内容、成果品について、本市の許可なく、他に公表、使用、譲渡、販売又は貸与してはならない。

(4) 支払方法

本業務に関する一切の費用は、業務完了後、受注者からの請求に基づき一括で支払う。ただし、月額で発生する費用については、受注者からの請求に基づき月ごとに支払う。